

せいそう 速報 労働者

2020年11月12日
No. 1157
東京清掃労働組合
企画・総務局

2020年度賃金確定（第2回）専門委員会交渉

較差算定の妥当性（一時金）、業務職給料表 の水準、会計年度任用職員制度について

- 業務職給料表の水準は高いという認識を改めるべき！
- 区長会は職務内容と現場の実情をしっかりと認識すべき！

11月12日、今期2回目の専門委員会交渉を実施しました。交渉内容は「較差算定の妥当性（一時金）」「業務職給料表の水準」「会計年度任用職員制度」についてです。それぞれ、職場の実情を訴えながら課題を追求してきました。

区長会は、国や他団体の動向ばかりを注視するのではなく、特別区職員の実情を踏まえた、自主的・主体的な取組を進めるべきです。

○ 較差算定の妥当性（一時金）について

特別区人事委員会は、一時金の引下げを勧告してきました。さらに、その引下げを期末手当から行うとしています。このことに区長会は、この勧告を「区民の理解と納得が得られるよう、区政全般の観点から慎重に検討する」としています。

私たちは、コロナ禍においても区民の衛生環境を維持するため、誰もが職務に邁進しています。

清掃職場においては、作業効率や安全面からもチームワークが重要となることから、職員の分断を招くような勤勉手当は意味があるのか質しました。さらに、再任用組合員の賃金水準について、制度がつくられた当初は、一部年金の支給があり、その支給が前提とした賃金水準で決定したにもかかわらず、年金の支給開始年齢が引上げられても何ら改善を図らず、一時金の引下げを行おうとすることは不当であることを訴え、引下げを行わないことを求

めました。

○ 業務職給料表の水準について

区長会は、国家公務員の行政職俸給表（二）適用職員と比較して、「特別区の業務職給料表については、依然として高い水準にある」という認識を示しています。しかし、国家公務員には我われ清掃のような職種はなく、単純な比較対象とはなりません。

この間、私たちは、区民ニーズに応えながら区民にとって身近な行政として職務に邁進してきました。また、清掃事業も多岐にわたり変化してきました。もはや「単純労務」という言葉さえ似つかわしくない状況にある実態を十分に理解させ、特別区の業務職給料表の水準が高いという認識を改めるよう求めました。

○ 会計年度任用職員制度について

今年度から会計年度任用職員制度が導入されましたが、初年度ということもあり職場で混乱が生じました。

とりわけ、夏季対策期間における会計年度任用職員が集まらなかった区もありました。これは、コロナの影響もあったと思いますが、賃金や募集要項の違いが主な要因です。

私たちの職場において、夏季対策は年々酷暑となる夏場に無理をせず十分な休養を取るためにも会計年度任用職員は必要不可欠です。ましてや、熱中症は、無理をすれば死に至る危険性もあります。こうした実情を踏まえ、夏季対策時の会計年度任用職員の募集について工夫するよう求めました。

現在の私たちの職務内容を区長会にしっかりと伝え、現場の実情に即した賃金水準を勝ち取るため、引続き交渉を強化していきますので、「せいそう労働者速報」を活用し、職場での情報共有と意思統一をお願いします。